

# 13 世紀モンゴル支配期イランのペルシア語財務術指南書 *Murshid fī al-Ḥisāb*

渡部 良子

## I. はじめに

イラン高原を中心とするペルシア語圏には、文書・財務の官僚技術を伝える指南書形式の文献が、1つの学問のジャンルとして編纂される伝統があった。その起源はアッバース朝時代の官僚機構・技術の発達に伴い発展したアラビア語書記術 (*kitāba*) の書に求めうるが<sup>1</sup>、9世紀以降アッバース朝が弱体化し、イラン高原に成立した諸地方政権において近世ペルシア語の使用が一般化するに伴い、ペルシア語による書記のための指南書が登場し始めたのである<sup>2</sup>。その後、ペルシア語圏の書記術に対する関心は、文書庁 (*dīwān al-risāla, dīwān al-inshā'*) における文書起草術を中心に、広く技巧的散文に関心の対象とするインシャー術 (*'ilm al-inshā', fann-i inshā'*)、財務省 (*diwān al-istifā'*) の会計・財務技術の伝授を目的とする財務術 (*'ilm al-istifā', fann-i istifā'*) の2分野に大きく分かれ、それぞれの指

---

<sup>1</sup> アッバース朝期にアラビア語で著された書記術文献については、Bosworth, C. H. 1990 “Administrative Literature,” in *The Cambridge History of Arabic Literature: Religion Science and Learning in the 'Abbāsid Period*, eds. J. Ashtiany et al., Cambridge.

<sup>2</sup> 現存するペルシア語文書術・財務術指南書の書誌情報に関しては、Dānishpazhūh, M. T. 1381kh “Dabīrī wa Niwīsandagī,” in *Ḥadīth-i 'Ishq: Dānishpazhūh dar Qalamraw-i Justār-hā-yi Nuskhā'-hā-yi Khaṭṭī*, eds. N. M. Kāshānī and M. Ḥ. Mar'ashī, Tihārān が最も多数の作品を網羅した目録として挙げられる。財務術指南書については、ガージャール朝期の財務術指南書 *Furūghistān* の校訂者 Afshār によるスィヤーク文献目録が、71作の書誌情報を収集している。Afshār, Ī. 1378kh “Fihristī az Kitāb-hā-yi Siyāq,” in *Furūgh-i Iṣfahānī, Mahdī Bāqir. Furūghistān: Dānishnāma'-i Fann-i Istifā' wa Siyāq*, ed. Ī. Afshār, Tihārān. Dānishpazhūh が挙げる最も古いペルシア語文書術指南書は *Dastūr-i Dabīrī* (585/1180)、財務術指南書は詩人 Nāshir-i Khusraw の *'Ajā'ib al-Ḥisāb wa Gharā'ib al-Ḥisāb* (Dānishpazhūh 1381kh: 150, 163) であるが、後者の内容は実用的財務術指南というより、数学の文献に近い (Malik 図書館 *Kitābkhāna'-i Mūza'-i Millī-yi Malik* 所蔵写本 no. 640/8)。

南書の様式も発展していったと考えられる<sup>3</sup>。ペルシア語書記術指南書がいかなる様式を持ち、いかなる知識を伝達しようとしていたのか、またその様式、内容、書記術をめぐる言説には、時代・地域によりどのような発展・変容が見られたのかという問題は、イラン高原から中央アジア、インド、オスマン語発達以前のアナトリアなど、ペルシア語が共通の文章語として影響力を持ったペルシア語文化圏<sup>4</sup>における官僚技術の発展・広がりを考える上で、重要な研究課題と言える。

一定の様式に基づく独立した文献としてペルシア語財務術指南書の現存が確認できるようになるのは、13-14 世紀モンゴル支配期以降である。14 世紀初に著された Falak ‘Alā’ Tabrīzī の *Sa‘ādat Nāma* (706/ 1306-07) や *Qānūn al-Sa‘ādat* (706-11/ 1306-11)、イル・ハーン朝滅亡後に成立した‘Imād Sarawī の *Jāmi‘ al-Hisāb* (c. 1340)、‘Abd Allāh Māzandarānī の *Risāla‘-i Falakīya* (765/ 1363、以下 *Falakīya*) など、初期のペルシア語財務術指南書の代表的作品として知られている<sup>5</sup>。

---

<sup>3</sup> ペルシア語のインシャー術指南書については、渡部良子 2003 「モンゴル時代におけるペルシア語インシャー術指南書」『オリエント』46, no. 2.を参照。

<sup>4</sup> ペルシア語文化圏をどのように捉えるかという問題については、近藤信彰 2000 「イラン、トゥラン、ヒンド」『イスラーム・環インド洋世界』(岩波講座世界歴史 14)、岩波書店; 森本一夫 2009 「ものを書くことから見たペルシア語文化圏 : その面的把握をこえて」森本一夫(編)『ペルシア語が結んだ世界 : もうひとつのユーラシア史』北海道大学スラブ研究センター。

<sup>5</sup> Falak ‘Alā’ Tabrīzī, *Die beiden persischen Leitfäden des Falak ‘Alā-ye Tabrīzī über das staatliche Rechnungswesen im 14. Jahrhundert*, ed. by M. Nabipour, Diss. Phil. Göttingen, 1973; Imād Sarawī, *Das sogenannte Ġāme‘ o‘l-Hesāb des ‘Emād as-Sarawī. Ein Leitfaden des staatlichen Rechnungswesens von ca. 1340*, ed. N. Göyünç, Diss. Phil. Göttingen, 1962; ‘Abd Allāh Māzandarānī, *Die Resāla-ye Falakīyyā des ‘Abdollah Ibn Moḥammad Ibn Kiyā al-Māzandarānī. Ein persischer Leitfaden des staatlichen Rechnungswesens (um 1363)*, ed. W. Hinz, Wiesbaden, 1952. *Sa‘ādat Nāma* は 706/1306-07 年に第 8 代イル・ハーン、オルジェイトゥ (在位 1304-16) のワズィール・サアドッディーン・サーワジー Sa‘d al-Dīn Sāvajī に献呈された作品であり、Nabipour による校訂は財務術の部のみであるが、本来はインシャー術・財務術指南書である。*Sa‘ādat Nāma* 完成後、著者 Falak ‘Alā’ Tabrīzī はワズィールの息子 Sharaf al-Dīn のために *Sa‘ādat Nāma* の簡略版 *Laṭā‘if-i Sharafī* を編纂し、その末尾で更にワズィール親子のために財務術指南書 *Qānūn al-Sa‘ādat* を編纂する意志を述べている (*Laṭā‘if-i Sharafī*, p. 434.)。よって *Qānūn al-Sa‘ādat* は、*Sa‘ādat Nāma*、*Laṭā‘if-i Sharafī* の後、サアドッディーンが処刑される 711/1312 年までに編纂されたことになる。*Sa‘ādat Nāma*、

しかし、歴史研究におけるこれら財務術指南書の活用は、まだ十分に行われていないとは言い難い<sup>6</sup>。それには、財務術語やスィヤーク体の難しさに加え、指南書の財務文書・帳簿はあくまで削除や改変が加えられた可能性の高い「用例」であり、そこから抽出したデータを、現実を反映した情報として財務制度研究や社会経済史研究に活用することが難しいという問題が考えられる。

財務術指南書作品が史料として活用されるためには、まず、財務術指南書がいかなる様式・特徴を持つ文献として発達してきたのかという基本的な問題について、より詳細かつ具体的な知識が広く共有される必要があるだろう。財務術指南書が伝統的にいかなる技術の伝達を意図し、そこにはそれぞれの時代・地域の財政制度がどのように反映してくるのか、作品を比較対照しつつ明らかにすること

---

*Laṭā'if-i Sharāfī, Qānūn al-Sa'ādat* の財務術指南書の構成は基本的に同じである。

*Jāmi' al-Ḥisāb* については、Göyünc, N. 1965 “Imad es-Serāvi,” *İstanbul Üniversitesi Edebiyat Fakültesi Tarih Dergisi* 15, *Falakīya* については、校訂者 Hinz による序文(*Falakīya*/German part: 1-5) 参照。このほか、Shams al-Dīn Muḥammad Āmulī がインジュ朝君主アブー・イスハーク Abū Ishāq Īnjū (在位 1343-53) に献呈した百科事典 *Nafā'is al-Funūn* にも、インジャー術指南と一緒に財務術指南の章(第 1 maqāla 第 15 技術 fann)がある。*Nafā'is al-Funūn*, vol. 1: 303-28.

<sup>6</sup> 1950 年、Hinz は *Sa'ādat Nāma* や *Falakīya* の写本を分析し、イラン高原の財務術指南書に見られる財務帳簿の種類と機能、そこで用いられている簿記術に関する研究を行った。Hinz, W. 1950 “Das Rechnungswesen orientalischer Reichsfinanzämter im Mittelalter,” *Der Islam* 29, Issue 2. その後 Hinz の *Falakīya* をはじめ 14 世紀の財務術指南書作品の校訂が刊行され、イル・ハーン朝の財政制度研究にこれらの指南書を用いた研究も現れた。本田実信はガザンの税制改革の研究に *Sa'ādat Nāma, Falakīya* を一部利用しており、Remler, P. も財務術指南書からイル・ハーン朝の財政政策を考察する試みを行っている。本田実信 1991 『モンゴル時代史研究』東京大学出版会: 256-57, 309-10, 327-29; Remler, P. 1985 “New Light on Economic History from Ilkhanid Accounting Manuals,” *Studia Iranica* 14. しかし財務術指南書を利用した研究は管見の限りその後あまり発展せず、指南書作品の研究・校訂も行われていなかった。この中で、2000 年の Afshār による *Furūghistān* の校訂と、刊本に補遺として付された財務術・スィヤークに関する文献学的研究は、この領域における新しい成果である。また、2009 年刊行されたスィヤークの研究書 *Ṣafīnizhād, J, 1387kh, Kūshishī dar Āmūzish-i Khaṭṭ-i Siyāq, Tihārān* はガージャール朝期~近代に著されたスィヤーク・財務術指南書 11 点を取り上げており(公募研究プロジェクトにおける高松洋一氏の教示による)、ペルシア語財務術指南書の研究の可能性は近年再び広がりつつあると考えられる。

で、財務術指南書を財政制度研究に活用してゆく基礎を作るとともに、財務術指南書を通したペルシア語財務術の発展・拡大・変容の歴史を再構成する可能性が生まれてくると考えられる。そのためにはまず、1つ1つの指南書作品を研究し、その構成、内容、時代的な特徴を詳細に検討してゆくことが必要である。

筆者は、2010年2月に文部科学省委託事業によるイスラーム地域研究東洋文庫拠点の公募研究プロジェクトの研究活動「イスラーム圏におけるイラン式簿記術の展開:オスマン朝治下において作成された帳簿群を中心として」の研究活動の一環として、イラン・イスラーム共和国テヘランで未校訂・未研究のペルシア語財務術指南書の写本調査を行った。その時調査した写本の1つが、イスラーム議会図書館所蔵の *Murshid fī al-Hisāb* (『会計術における導きの書』、以下 *Murshid*) の写本 (Kitābkhāna'-i Majlis-i Shūrā-yi Islāmī, no. 2154) である。この作品は 691/1291-92 年イル・ハーン朝第5代イル・ハーン、ガイハトゥ時代 (在位 1291-95) に成立した財務術指南書であり、*Sa'adat Nāma*、*Falakīya* とともに、現存最古のペルシア語財務術指南書作品群に属する。ペルシア語財務術指南書の様式的発展という観点からも、13-14 世紀モンゴル支配下イランの財政システムの研究という側面からも史料的高価値の作品と考えられるが、これまで詳細に研究されたことはなかった。

本稿では、*Murshid* を史料として活用してゆく基礎的な準備作業として、*Murshid* の全容およびその史料的高価値の一端を明らかにする。まず、序文に基づき *Murshid* が成立した時代背景を確認した上で、*Murshid* の全体構成を示し、モンゴル支配期イラン高原の財政システムの歴史、ペルシア語財務術史研究のために *Murshid* がどのような情報を提供しうるかという、いくつかの事例を紹介する。これらの作業により、*Murshid* を含む 13-14 世紀のペルシア語財務術指南書研究の基礎を整えることが、本稿の目的である。

## II. *Murshid* の作者と時代背景

*Murshid* の写本は、現在確認できる限り、本稿で検討の対象とするイスラーム議会図書館 no. 2154 のみである<sup>7</sup>。著者の名は al-Ḥasan b. 'Alī であることが序文で

---

<sup>7</sup> *Murshid* の作品・写本に関する書誌情報は、Hā'irī, 'A. Ḥ. & S. Nafīsī 1344kh, *Fihrist-i Kitābkhāna'-i Majlis-i Shūrā-yi Millī*, vol. 6, Tihārān : 121; Dānīshpazhūh 1381kh: 151; Munzawī, A. 1348kh *Fihrist-i Nuskha-hā-yi Khaṭṭī-yi Fārsī*, vol. 1, Tihārān: 193.

明らかにされているが [fol. 3a]<sup>8</sup>、その出自・経歴に関する具体的な情報は現在のところ存在しない。しかし、序文で語られる執筆動機 [3a-4a]は、*Murshid* が編纂された時代状況をある程度明らかにしうる。以下に、冒頭の神への賛辞の後の序文本文を訳出してみよう。

本書を読む者、この高貴なる学を追い求める者は知らねばならぬが、本集成執筆の動機 (*sabab-i ta'lif-i in majmū'*) は、このようなものである。「死から生をもたらせられる (ユースス章 31 節) 生かすお方 (*Muhyī*) [= 神]が、本書の著者、神の僕のうちでも最も弱き者、*al-Hasan b. 'Alī* を無の隠れ家から存在の荒野へ連れ出し、生命の衣を着せた時、その魂は常に諸学を追い求め、知識を望んでいた。その結果、神—その名が栄えんことを一の恩恵が助け手となり、その海から 1 滴の滴を、その太陽から 1 粒の光をお恵みになり、すべての高貴な学問の 1 つであり、あらゆる集団がその利益を被っている会計術 (*'ilm-i ḥisāb*) からわずかばかりの文字を教え給い、それによって名をなさしめた。ありがたくも、この贈り物は、探求心を持ちかつ才能に恵まれた者の一部が得てきたものであり、彼らは能力の限りにそれを高めてきたのである。

血を分けた息子達の時代となり、彼らもまた能力に合わせてその贈り物を享受し、老いの朝が来て若さの昼が夕べに到った時、1 人の息子が、自身や他の兄弟達、この学を学んでいる同時代の友人達の道案内とも導師ともなり、会計 (*muḥāṣabāt*) の一部の原理や法則がそのうちに認められ定められているような指令書 (*dastūri*) が欲しいと言った。また、賢明な友人達、教養ある貴人達が、たえず宝石を散りばめたが如き言辞を駆使して、「専門家達がおまえから利益を得ているこの技術について、我々におまえを思い出すよすがとなり、計算をする時、様々な数字 (*ruqūm*) を定める時に参照することができ、利用者達の導きとなる著書を何か著してくれ」と言ってきた。私は自身でそのような企てをするつもりはなかったのだが、貴顕達の命令に従い、かの息子や友人達の懇願を受け入

---

<sup>8</sup> 本稿で示す写本のフォリオ番号は、原則的に、写本に記された番号に基づく。フォリオ記載の番号に従うと、開始フォリオは fol. 3a である。ただし、fol. 175 から写本に付されたフォリオ番号に混乱が生じ、fol. 175 に相当するフォリオに前フォリオと同じ 174 の番号が付されている。そのため、fol. 175 以降のフォリオ番号は写本上のフォリオ番号より 1 多い数になる。

れねばならなくなり、説明の歩をその道に踏み入れ、叙述の筆をその草稿に走らせ、自身を……[7 語未解説]とし、『会計における導きの書』と名付けた本書の執筆にとりかからねばならなくなったのである。

雄弁の馬場を駆ける馬であり、傑出のディーワーンの支配者たる貴人の方々よ、その完全なる優しさと寛容なる性質によって、願わくは、この資質乏しい者による言葉と表現を研究され、本書がもたらす利益の現金を試験の試金石にかけられる時、あらゆる弱き欠陥をも受け入れる眼差しで栄誉をお与え下さるように。もし、彼らの知識の海からもたらされた滴が、露とともにその学識の雲から降り注ぎ、この弱き者の無知に……[1 語未解説]したならば、彼らの親愛と知識の清水に結びつけられた我が性質を、望ましく受け入れられるようになり、嘲笑や非難を受けぬよう、清らかにして下さるように。

この著作をまとめる意志が固まり、そのために努力が費やされた時、隠れた神秘の声が歌い、理性の支配者が命じた。「もしこの商品に市場が、この子どもに求婚の申し入れがあれかしと望むなら、

半句：幸運の主達の小路に赴け

そして、その序文を、その宮殿の敷居が幸運の主達、乞い求める者達のキブラである、世界の民の主、世界のサドル (Şadr-i jahān)、両星の合の持ち主の主、偉大なる命令、寛大の諸地域の支配者、慣習のソロモンの宰相、公正のアヌーシールワーンのボゾルグメフル、世界の王達の指導者、人類の避難所、第 2 のハータム、全国の財務長官 (şāhib-dīwān-i mamālik)、ワズィール達のスルターン、弱き者と貧しき者たちが潜む洞窟、両世界の主の眼差しを向けられたる Şadr al-Dunyā wa al-Dīn Sharaf al-Islām wa al-Musalmīn Aḥmad [父祖の名は省略] al-Khālīdī—神がその幸運の影を長くし、その偉大さの礎を堅固にせんことを—の名と称号 (nām wa alqāb) の装飾と輝きで飾れ。かの方の幸運の助けにより、[本書が]受け入れられ気に入られ、妬み深い者達に拒絶されぬように。この学の学び手達に[本書が]役立ち、かの王朝に忠実なる者達が本書を読むことを望むように」と。この呼びかけを知性の耳で聞き、神の慈悲に助けを求めて、かの御前に対するこの弱き者の誠意と忠誠を説き明かし、また本書を利用する者達の利益を考えた集成が著される。神を信じる初学者達が、それから益を被り、日々いや増すかの王朝—神がそれを確固とせんことを—のための唱念が永遠に続くように、また、この集成について、良き思い出が蓄えられるように。(Murshid: 3a-4a)

ここに述べられている執筆動機、すなわち家族や友人、貴頭の要求に応じ仕がなく筆を執ったという説明は、多くのインシャー術の序文でも繰り返されている紋切り型の表現であり<sup>9</sup>、そのまま受け取ることはできない。しかし、著者は財務官僚として長いキャリアを持つ人物であり、老境に入って *Murshid* を執筆したということが、この序文から推測できる。そして、注目すべき点は、著者が *Murshid* を当時のイル・ハーン朝中央の財務長官 (*ṣāhib-dīwān-i mamālik*) サドルッディーン・アフマド・ハーリディー *Ṣadr al-Dīn Aḥmad Khālīdī* に献呈していることである。

サドルッディーン・ハーリディーは、第5代イル・ハーン、ガイハトゥのワズィール、財務長官として権勢を振るった人物である<sup>10</sup>。カズウィーンの名家に生まれ<sup>11</sup>、早くからイル・ハーン朝の有力アミール・タガチャル *Ṭaghāchār* の助手 (*nā'ib*) となり<sup>12</sup>、690/1291年ガイハトゥ政権でタガチャルが筆頭アミール・アクブカ *Āqbūqā* の補佐の地位に抜擢されると、それとともに財務長官職を委ねられた。序文に登場する「サドル・ジャハーン」は、その時サドルッディーンに授与された称号 (*laqab*) である<sup>13</sup>。窮迫していたイル・ハーン朝財政のために、結局失敗に終わった鈔 (*chāw*) の発行に着手し、「鈔発行者 (*chāw'ī*)」のニスバで知られるようになった<sup>14</sup>。694/1295年のバイドゥ (第6代イル・ハーン、在位1295) のクーデター、次いで起こったガザンのクーデターにおいては常に保護者タガチャ

---

<sup>9</sup> インシャー術指南書の執筆動機に関しては、渡部 2003: 204.

<sup>10</sup> サドルッディーン・ハーリディーとその時代については、Aubin, J. 1995 *Émirs mongols et vizirs persians dans les remous de l'acculturation*, Paris: 45-51.

<sup>11</sup> 序文中で省略したナサブを簡略化して示すと、Ibn Sharaf al-Dīn 'Abd al-Razzāq b. qādī al-mamālik Ṣadr al-Dīn Aḥmad b. Ṣadr al-Dīn 'Abd al-Razzāq b. Shaykh al-Islām Sharaf al-Dīn Yūsuf b. Zayn al-Dīn 'Umar b. Aḥmad となる。ハーリディー家はカズウィーンでウラマー、カーディーを輩出している名家であり (*Tārīkh-i Guzīda*: 802)、サドルッディーンが690/1291年に財務長官に任命された時、兄弟 *Qutb al-Dīn* が全国の大カーディー (*qādī al-quḍāt-i mamālik*) に任命されている (*Jāmi' al-Tawārīkh/Rawshan*, vol. 2: 1195-96).

<sup>12</sup> サドルッディーン・タガチャルの助手としての活動が認められるのは第2代イル・ハーン、アバカ時代(在位1265-82)からである。 *Tārīkh-i Waṣṣāf*: 207; *Jāmi' al-Tawārīkh/Rawshan*, vol. 2: 1167.

<sup>13</sup> *Tārīkh-i Waṣṣāf*: 265.

<sup>14</sup> ガイハトゥ時代における鈔の発行については、Jahn, K. 1970 "Paper Currency in Iran," *Journal of Asian History* 4.

ルとともに勝者に与する行動を取り<sup>15</sup>、ガザンが第7代イル・ハーンに即位すると(在位 1295-1304)、財務長官、さらにワズィールの地位を得て、697年 Rajab 月 21日/1298年 5月 4日に他のイラン系官僚の攻撃により失脚・処刑されるまでその地位にあった<sup>16</sup>。この間、荒廃したイラク・アジャム(‘Irāq-i ‘Ajām)の財政を立て直し、都市のコプチュル税(人頭税)をタムガ税(商税)に切り替えるなど、ガザンの財政改革が開始される前の財政救済措置を執っている<sup>17</sup>。タージーク(イラン系)官僚として大きな影響力を持ち、ガザンの改革以前のイル・ハーン朝中期の財政を一手に掌握していた人物が、サドルッディーン・ハーリディーであったとすることができるだろう。

*Murshid* の執筆年は本文中で 691/ 1291-92年と明示されており [96a]、収録された財務文書・帳簿の用例もこの日付を持つものが多い。*Murshid* は、サドルッディーンが財務長官に任命された翌年、彼の名の下に編纂されたことになる。また *Murshid* にはイラク地方の財務の慣習への言及が見られ、収録されている文書・帳簿用例にはヤズド、カーシャー、イスファハーンなどイラク・アジャムの地名が頻繁に登場する<sup>18</sup>。イラク・アジャムはイル・ハーン朝成立以前にイラン総督アルグン・アカ Arghūn Āqā により人口調査が行われ、テュメン (tūmān) とし

---

<sup>15</sup> バイドゥがガイハトゥに対し反旗を翻すと、タガチャルはバイドゥの側へ走った (*Jāmi‘ al-Tawārīkh/Rawshan*, vol. 2: 1200-01)。しかしバイドゥ政権でワズィール位が Jamāl al-Dīn Dastjirdī に与えられたため、サドルッディーンはタガチャルをガザンのクーデターに加担させたという (ibid: 1256-57)。

<sup>16</sup> *Jāmi‘ al-Tawārīkh/Rawshan*, vol. 2: 1281-85。

<sup>17</sup> *Tārīkh-i Guzīda*: 603-04。ガザンの税制改革・イクター制施行を含む包括的な財政改革については、本田 1991: 233-322。

<sup>18</sup> 例えば、「タフリール」第1 shu‘ba 第3 bāb 第1 faṣl の数量単位 (ruqūm-i maqādīr) の解説では、冒頭に「宮廷とイラクのサワード地方の人々 (aṣḥāb-i dargāh wa Sawād-i ‘Irāq) が使っているような」[91a] という但し書きがある。また、「タフリール」第1 shu‘ba 第4 bāb 第2 faṣl 「バラートの説明」には4点のディーワーンのバラート用例が収録されているが [96b-97a]、地名の記載がない1例を除く3例は「イスファハーンのテュメン (tūmān-i Isfahān)」[96b] 「コムとカーシャーのテュメン (tūmān-i Qum wa Kāshān)」[96b] 「ヤズドのテュメン (tūmān-i Yazd)」[96b-97a] に発行されたものとなっている。第2 shu‘ba 「ディーワーンの帳簿」用例においても、カーシャー [102a]、ヤズド [106b]、イスファハーン [111b] の地名が登場する。

て新たな行政区に再編された地域であり<sup>19</sup>、モンゴルが導入した新税制に基づく財政システムの影響を強く受けた地域と考えられる。事実、第3章でその一部を検討するが、*Murshid* の叙述および用例には、モンゴルの税制の影響が如実に反映している。恐らく著者 al-Ḥasan b. ‘Alī は、イル・ハーン朝中央の財務庁に仕えていた人物だったのであろう。すなわち *Murshid* は、ガザンの財政改革以後に編纂された *Sa‘ādat Nāma* や *Falakīya* に先行し、改革が行われる前のイル・ハーン朝前半~中期の中央財政システムが反映した財務術指南書として位置づけられるのである。

### III. *Murshid* の構成

*Murshid* は、「タクリール (taqrīr)」「タフリール (tafrīr)」の2部 (qism) からなっている。「タクリール」は数字の使用法と算術を主な内容とし、「タフリール」は財務術に関する実践的な知識と用例を示している。最後は終章 (khātima’-i kitāb) であるが、写本の欠落のため冒頭の7行 [194b]が残るのみで、どのような内容であったのかは不明である。*Murshid* の全体の構成は、以下の通りである。

#### *Murshid* の構成

([]の数字はフォリオ番号を示す)

[序文][3a-4a]

本文の開始 (āghāz-i kitāb) [4a-b]

**qism: タクリール (taqrīr) = 2 naw‘ [4b-83b]**

**naw‘-1: 数の構成と解析 (tarkīb wa tahlīl-i a‘dād) = 2 shu‘ba [4b-58b]**

**shu‘ba-1: 計算の基礎 (muqaddama’-i hisāb) = 2 bāb [4b-6a\*]**

bāb-1: 数字の知識 (ma‘rifat-i ‘adad)

bāb-2: 数字の序列・数え方・名称の説明 (bayān-i marātib wa ‘uqūd wa asāmī-yi a‘dād)

---

<sup>19</sup> 本田 1991: 122-23. モンゴル帝国のテュメンの中央アジアにおける制定に関しては、川本正知 2000 「中央アジアのテュメンなる地域区分について」『西南アジア研究』53.

\*shu'ba-1 は一部フォリオが乱丁となっており、bāb-1、2 のページが前後している。

shu'ba-2: かけ算・割り算・比例 (a'māl-i darb wa qismat wa nisbat)=3 guftār [6a-58b]

guftar-1: かけ算 (darb) [6a-29a]

guftar-2: 割り算 (qismat)[29a-48a]

guftar-3: 比例 (nisbat) [48a-58b]

naw'-2: 様々な取引とその他の事柄 (abwāb-i mu'āmalāt wa ghayr-i ān)=4bāb [58b-83b]

bāb-1: デイルハムの交換 (dar šurūf-i darāhim) = 6 faṣl [60a-67a]

bāb-2: 種々の金の販売 (bay'-i zar-hā-yi mukhtalif) = 4 faṣl [67a-70b]

bāb-3: 穀物の販売 (bay'-i ḥubūb) = 6 faṣl [70b-74b]

bāb-4: 様々な分野での販売 (bay'-i abwāb) = 2 faṣl [74b-70b]

最終 bāb (bāb al-ākhirā) = 2 faṣl [76a-79b]

様々な問題の bāb (bāb al-masā'il al-mutafarriqa) = 3 faṣl [79b-83b]

qism: タフリール(tahrīr)=2 shu'ba [83b-194b]

shu'ba-1: 書記職の基礎 (muqaddamāt-i tahrīr) = 5 bāb [83b-100a]

bāb-1: 書記職のしきたりと美德 (ādāb wa faḍā'il-i tahrīr) [83b-85b]

bāb-2: 会計 (muḥāsabāt) で用いられる術語 (luḡhāt-i muṣṭalaḥāt) と会計帳簿 (daftar-hā-yi ḥisāb) の名 [86a-91a.]

bāb-3: 数量単位 (ruqūm-i maqādīr) ・ 計数 ('aqd) の知識=2 faṣl [91a-93b.]

faṣl-1: 数量単位 (ruqūm-i maqādīr) [91a-93a]

金 (zar) / 銀 (nuqra) / 穀物 (ghalla) / 衣類 (jāma) / 粗布 (karbās) / 人間 (ādamiyān) / 荷駄 (dawāb) / 鳥? (tuyūr) / ハルヴァール (kharwār) / 数えられる物 (shumurdanī-hā) / 師匠 (ustādān) / . . . 紙・皮革 (... wa kāghadh wa pūst-hā) / 長靴・靴 (mūza wa kafsh-hā) / 豹 (yūz) / 犬 (saḡ) / 蹄鉄を嵌めた動物? (na'l) / 紙 (kāghadh) / 黒貂 (qunduz) / 樹 (dirakht-hā) / 水 (āb-hā)

faṣl-2: 指による数の数え方 ('aqd) [93a-b.]

bāb-4: 暦 (tārīkh) ・ バラート (barawāt) ・ その他の用例 [93b-98a] =3 faṣl

faṣl-1: 暦 (tārīkh) [93b-96a.]

ヒジュラ暦 (tārīkh-i 'Arab) [94a-b]

ペルシア暦 (tārīkh-i 'Ajam) [94b-95b]

- ジャラーリー暦 (tārīkh-i Jalālī) [95b]  
 ギリシア暦 (tārīkh-i Rūmiyān) [95b-96a]  
 faṣl-2: バラートの説明 (dhikr-i barawāt) [96a-98a]  
 ディーワーン (dīwānī)のバレート [96b-97a]  
 ハーッサ (khāṣṣa)のバレート [97a-98a]  
 faṣl-3: 領収書・決済書 (qabūd wa ihtisābāt) [98a-b] bāb-5:  
 bāb-5: イドラールと恩給の証書 (ḥujjat-hā-yi idrārāt wa anzār)・契約書 (qarār-nāma)  
 =2 faṣl [98b-100b]  
 faṣl-1: イドラールと恩給の証書 (ḥujjat-hā-yi idrārāt wa anzār)[98b-100a]  
 faṣl-2: 契約書 (qarār-nāma) [98b-100a]

shu‘ba-2: 会計簿の書式の書き方 (wad‘-i sūrat-i muḥāṣabāt) と帳簿における数量  
 の書き方 (wad‘-imaqādīr-i ruqūm-i ān) [100a-194b]

ディーワーンの帳簿 (muḥāṣabāt-i dīwānī) [101a-122a]

- 人口調査簿 (al-iḥṣā) [106b-109b]  
 全国租税台帳 (qānūn) [109b-111b]  
 全国税務記録 (jarīda al-mamālik) [111b-113b]  
 臨時軍費徴収簿 (mā-yahtāj) [113b-117b]  
 タムガ税台帳 (muḥāṣabāt-i tamghā) [117b-120b]  
 造幣所台帳 (muḥāṣabāt-i dār al-ḍarb) [117b-122a]

ハーッサの帳簿 (muḥāṣabāt-i khāṣṣa) [122a-194b] =3bāb

- bāb-1: 徴収人 (qābiḍ)・財庫官 (khāzin)・その他の ṣāhib-i taḥwīl たち[が扱う?]税  
 と財庫の諸収入・諸経費の会計簿 (muḥāṣabāt-i wujūhāt-i irtifā‘ī wa khizāna)、こ  
 れは日録 (rūznāma) から始まる [122a-157a]  
 日録 (rūznāma) [122a-127a]  
 収支記録簿 (awārjāt) [127b-128a]  
 穀物計量簿 (kīl-nāma) [128a-130a]  
 徴収人の会計簿 (muḥāṣaba’-i qābiḍ) [130b-134a]  
 財庫官・某の会計簿 (muḥāṣaba’-i fulān al-khāzin) [134b-134a]  
 パン屋の会計簿 (muḥāṣaba al-khubbāz) [139b-141b]  
 肉屋の会計簿 (muḥāṣaba al-qaṣṣāb) [141b-144a]  
 服地屋の会計簿 (muḥāṣaba al-bazzāz) [144a-b]

油作りの会計簿 (muḥāsaba al-‘aṣṣār) [144b-145b]  
出納代理人(?) (muḥāsaba al-wakīl al-kharj) [146a-b]  
工芸人の会計簿 (muḥāsaba al-ṣanī‘a) [146b-147b]  
鍛冶屋の会計簿 (muḥāsaba al-ḥaddād) [148a-147b]  
大工の会計簿 (muḥāsaba al-najjār) [148a-149a]  
厩舎の会計簿 (muḥāsaba al-iṣṭabl) [149a-150a]  
建築家の会計簿 (muḥāsaba al-mi‘mār) [150b-153a]  
カナート堀りの会計簿 (muḥāsaba al-qannā) [153a-154a]  
椅子作りの会計簿 (muḥāsaba al-najjād) [154a-156a]  
補遺の帳簿 (al-ta’rīj) [156a-157a]

bāb-2: 家畜・馬・ラクダの帳簿 (muḥāsabat-i mawāshī wa kurā‘ wa sanām)  
[157a-183a]

家畜の会計簿 (muḥāsaba al-aghnam) [157a-158a]  
犠牲の羊(?)の会計簿 (muḥāsaba al-aghnam al-dhabā’ih) [158b-161a]  
角のある(?)羊の会計簿 (muḥāsaba al-aghnam al-shākhīya?) [161a-166b]  
牛[の会計簿](al-nuqūr) [166b-167a]  
馬と[ラバ]の会計簿 (muḥāsaba al-kurā‘ wa .....) [167a-176b]  
[馬などの解説] [167a-171a]  
[馬の会計簿] [171a-176b]  
ラバ[の会計簿] (al-bighāl) [176b-177a]  
ラバ[の会計簿] (al-ḥimār) [177a]  
ラクダ[の会計簿] (al-jimāl) [177a-178b]  
興運び用ラクダの会計簿 (muḥāsaba al-jimāl al-ḥamūliya) [178b-179b]  
・・・用ラクダの会計簿 (muḥāsaba al-jimāl al-....) [179b-181b]  
猛獣[の会計簿] (al-ṣibā‘) [181b-183a]

bāb-3: 財庫の要望書 (musta‘riḍāt-i khizāna) [183a-194b]

某日付の財庫官・某 (khāzin fulān) による栄えたる財庫 (al-khizāna al-ma‘mūra) に関する要望書 (musta‘riḍ) [183a-185b]  
[宝石に関する説明][185b-187b]  
691年の・・・(wurrād?)・某による・・・の家 (bayt al-WRD?) に関する要望書 [187b-188b]  
語彙 (al-lughāt) [188b-189a]  
691年の絨毯係 (farrāsh)・某による・・・と絨毯倉庫 (bayt al-... wa al-farsh) に関する要望書 [187b-190b]

691年 Dhū al-Qa‘da 月の酒係 (sharābī)・某による葡萄酒庫 (bayt al-sharāb) に関する要望書[191a-192a]

691年 Dhū al-Qa‘da 月の料理人 (khānsālār)・某による厨房 (maṭbah) に関する要望書 [192a-193b]

691年 Dhū al-Qa‘da 月の厩係 (rikābī)・某による厩 (bayt al-rikāb) に関する要望書 [193b-194a]

語彙 (al-lughāt) [194b]

### 終章 (khātima al-kitāb) [194b]

計算術に関する前半部「タクリール」は、2部 (naw‘) に分かれている。第1 naw‘は計算術の基礎知識であり、第1 shu‘ba「計算の基礎」は数字について、第2 shu‘ba は計算法について解説している。第2 naw‘「諸分野における取引 (mu‘āmalāt)」は、実際の取引における価格計算の方法 (金、穀物ほか) について、様々な事例を示す。

本稿では、財務行政の実践的な知識の伝授を行う後半部「タフリール」の構成・内容を、詳しく検討してゆくこととする。

「タフリール」もまた、2部 (shu‘ba) からなっている。第1 shu‘ba は、財務書記の心得や、財務の専門用語・暦・度量衡単位などの基礎知識であり、一部の財務文書の書き方も、ここに含まれている。第2 shu‘ba は、様々な種類の財務帳簿の用例である。各 shu‘ba の内容を、より詳しく見てみよう。

第1 shu‘ba「書記職の基礎 (muqaddamāt-i taḥrīr)」は、5部 (bāb) 構成である。第1 bāb「書記職のしきたりと美德 (ādāb wa faḍā’il-i taḥrīr)」は、あるべき財務書記 (muḥarrir) や財務官 (mustawfī) の心得を説くものである(これについては第3章で取り上げる)。

第2 bāb「会計 (muḥāsabāt) で用いられる術語 (lughāt-i muṣṭalahāt) と会計帳簿 (daftar-hā-yi ḥisāb) の名称」は、財務術の専門用語集であり、126語の財務術語に簡潔な解説を加えている。

第3 bāb「数量単位 (ruqūm-i maqādīr)・計数 (‘aqd) の知識」は2章 (faṣl) からなり、第1 faṣl「数量単位 (ruqūm-i maqādīr)」は20種の数量単位を示す。第2 faṣl「指による数の数え方 (‘aqd)」は、指を使った暗算方法を説明する。

第4 bāb「暦 (tārīkh)・バラート (barawāt)・その他の用例」は、3章 (faṣl) 構成である。第1 faṣl「暦 (tārīkh)」では、ヒジュラ暦 (tārīkh-i ‘Arab)、イスラーム以前のペルシア暦 (tārīkh-i ‘Ajam)、ジャラーリー暦 (tārīkh-i Jalālī)、ギリシア暦

(tārīkh-i Rūmiyān)の4つの暦の歴史と暦法が説明されている。

第4 bāb 第2 faṣl から第5 bāb は、財務文書の用例となっている。

第4 bāb 第2、3 faṣl では、バラート(barawāt、支払命令書)<sup>20</sup>と受領書(qabūd)の用例が、第5 bāb ではイル・ハーン朝時代に学者・宗教家などによく給付されたイドラール(idrār 給付金・年金)<sup>21</sup>の交付・更新文書の用例(第1 faṣl)、および馬の世話係(rikāb-dār)や下僕(farrāsh)など地位の低い職務の就業契約書である契約書(qarār-nāma)の用例(第2 faṣl)が示されている。

第2 shu‘ba「会計簿の書式の書き方(waḍ‘-i šūrat-i muḥāṣabāt)と帳簿における数量の書き方(waḍ‘-i maqādīr-i ruqūm-i ān)」は、「ディーワーンの帳簿(muḥāṣabāt-i dīwānī)」、「ハーッサの帳簿(muḥāṣabāt-i khāṣṣa)」の2部門から構成されている。

「ディーワーンの帳簿」は、人口調査簿(iḥṣā)、人口調査簿に基づき作成される全国租税台帳(qānūn al-mamālik)、全国租税台帳を踏まえ、知事・徴税官・軍政官・書記の任免・給与を含む年ごとの税務を記録する全国税務記録(jarīda al-mamālik)、モンゴル軍の軍事行動の際、糧食(taghār)調達経費として諸行政区(tūmān)に割り当てられる臨時軍費徴収簿(mā-yahtāj)、タムガ税台帳(muḥāṣabāt-i tamghā)、造幣所台帳(muḥāṣabāt-i dār al-ḍarb)の用例が示される。財務庁の日常業務をすべて記録する日録(rūznāma)は、最も基本的な財務帳簿であるが<sup>22</sup>、これについては次のハーッサの帳簿の部で取り上げるため、省略することが注記されている[117b]。

「ディーワーンの帳簿」が全国各州の徴税、各州の地方財政、軍費調達などに関わる財務帳簿であるのに対し、「ハーッサの帳簿」は、宮廷(イル・ハーン朝においては、イル・ハーンと妃達のオールド urdū)の財政に関わる帳簿であろう。3部から成り、第1 bāb は財庫官(khāzin)をはじめとする、宮廷経済を支える種々の職業の会計に関わる帳簿用例である。財政業務の基本的帳簿である日録(rūznāma)と収支記録簿(awārjāt)<sup>23</sup>の用例は、ここに入れられている。第2部は

---

<sup>20</sup> バラートは、給与や物資の費用などの支払いを地方の税収に割り付け、徴税担当者に支払いを命じる文書であった。本田は、ガザンの改革前のイル・ハーン朝の財政悪化の要因は、バラートの濫発・未消化・取り立ての際に起きる不正にあったとしている。本田 1991: 273-81.

<sup>21</sup> イル・ハーン朝におけるイドラールの給付制度については、岩武昭男 1998「イルハン朝期のイドラール：モンゴルのイラン支配の一齣」『オリエント』41:2.

<sup>22</sup> rūznāma については、Hinz 1950: 114-19.

<sup>23</sup> awārja については、Hinz 1950: 120-22.

家畜に関する会計簿であり、種別の家畜の管理方法も示されている。第 3 部は、財庫への要望書 (*musta‘riqāt-i khizāna*) である。

以上、*Murshid* の内容・構成を概観したが、他の同時代の財務術指南書と比較すると、*Murshid* の構成には他の指南書作品に見られない独自性がいくつか見受けられる。

財務術指南書の構成は作品により多様であるが、数・暦・数量単位などを含む財務術基礎、財務文書用例、財務帳簿用例を主な構成要素としている。そして財務術基礎には、数の書き方、暦法などとともに財務帳簿の作成に用いる簿記術の規則 (差額 *ḥashw* と総額 *bāriz*、内訳・内々訳 *min-hā*, *min-dhālika* の規則、追補 *iḍāfat*、残余 *bāqī* と超過 *ziyāda*、抹消 *tarqīn*) が解説される。*Falak ‘Alā’ Tabrīzī* の *Sa‘ādat Nāma* と *Qānūn al-Sa‘ādat* は、「基礎 (*muqaddamāt*) [*Qānūn al-Sa‘ādat* では財務術 *ṣan‘at-i istīfā’*]」「文書の諸原則 (*uṣūl-i maktūb*)」「帳簿の諸原則 (*uṣūl-i maktūb*) [*Qānūn al-Sa‘ādat* では *daḥātīr*]」の 3 部 (*ta‘līm*) 構成であり、第 1 *ta‘līm* 「基礎」で簿記術の解説を行っている (*Sa‘ādat Nāma*: 62-110; *Qānūn al-Sa‘ādat*: 4-7)。*Falakīya* は、8 章 (*faṣl*) 構成のうち第 4-6 *faṣl* が、簿記術の解説に宛てられている (*Falakīya*: 25-57)<sup>24</sup>。しかし *Murshid* は、第 2 *bāb* の術語解説で一部の財務技術用語の説明をし、「ディーワーンの帳簿」の冒頭で帳簿の項目を系統立てて細分化してゆく方法である内訳 (*min-hā*)・内々訳 (*min-dhālika*)、それを簡略化した新たな手法であるナルドバーン・パーイエ (*nardbān-pāya*) について解説をしているのみで、帳簿作成の細かな規則の解説には特に章節を設けてはいない。

帳簿用例の構成には、さらに独自性がある。*Sa‘ādat Nāma*、*Falakīya* では、日録 (*rūznāma*)、収支記録簿 (*awārjāt*)、支出簿 (*tawjīhāt*)、委託金記録簿 (*taḥwīlāt*)、州別の個別帳簿 (*mufrad*)、総税収簿 (*jāmi‘ al-ḥisāb*) など、帳簿の種類・機能ごとの解説・用例を示している。この方法はガージャール朝時代の *Furūghistān* にも共通しており、ペルシア語財務術指南書に一貫して継承されていった様式であろう<sup>25</sup>。しかし、*Murshid* はこの手法を採らず、財務帳簿をディーワーン (=国家財政) とハーッサ (=宮廷財政) によって分類している。さらにディーワーンの帳簿用例は、人口調査を行い、税を査定して租税台帳を作成し、徴税業務を行うという、恐らくイル・ハーン朝のテュメン行政区で行われていたであろう財務の流れに即して構成されている。

---

<sup>24</sup> 同じく 14 世紀の *Nafā‘is al-Funūn* も、10 章構成のうちの第 4-8 章が簿記術の解説となっている。*Nafā‘is al-Funūn*, vol. 1: 313-23.

<sup>25</sup> *Furūghistān* の *Afshār* による補遺 4 も参照。*Furūghistān*: 299-304.

これらの独自性が、*Murshid* の作者のいかなる意図に基づくものなのかは不明である。しかし、様式化された財務術指南の型を外れた *Murshid* の構成は、結果として、当時の財政システムをより直接的に反映したものとなっていると考えることができよう。このような財務術指南書としての内容・構成の特徴の問題は、異なる時代における内容・構成とも比較しつつ、さらに検討してゆく必要がある。

#### IV. モンゴル時代史・ペルシア語財務術史研究における *Murshid* の史料的可能性

本章では、*Murshid* の記述・用例の一部を事例として、*Murshid* の財務術指南書としての特徴、およびモンゴル時代史・ペルシア語財務術史研究における史料的可能性を示すことを試みる。

##### 1. イル・ハーン朝財政システムに関する史料としての *Murshid*

前章までで確認したように、*Murshid* は、13 世紀末のイル・ハーン朝支配下イラン高原の財政システムを背景とした財務術指南書と捉えうる。「タフリアル」第 2 *bāb* 財務術語集では、タムガ税、コプチュル税のようなモンゴル支配により導入された税制が、以下のように解説されている。

タムガ (*al-tamghā*) : 臨時税 (*tayyārāt*)<sup>26</sup>や市場の取引 (*ma‘mūlat-i aswāq*) から得られるものである。

コプチュル (*al-qupchūr*) : 人々の頭 (*sar-hā-yi mardum*) に課されているもので、毎年徴収される。

これを踏まえると、*Murshid* は、イル・ハーン朝初期~前半期、ガザンの財政改革以前の財政がどのように運営されていたかを研究する上で、重要な史料となりうる財務術指南書といえるだろう。ここでは一例として、「ディーワーンの帳簿」の筆頭に示されている人口調査 (*iḥṣā*) の帳簿の用例を検討してみよう。

第 1 章でも触れたように、人口調査 (*shumāra*) とそれに基づくコプチュル税

---

<sup>26</sup> 臨時税 (*tayyārāt*) とは、財産没収・相続人のいない財産・遺失物などからの税収を指す (本田 1991: 183)。 *tayyārāt* に対するタムガ税課税については、「ディーワーンの帳簿」のタムガ税台帳用例の解説 [117b-118a] においても言及がある。

(人頭税) 課税は、イル・ハーン朝成立以前のイラン総督府 (阿母河等処行尚書省) の時代に行われ、イル・ハーン朝に引き継がれた。しかし、イル・ハーン朝においてそれが具体的にどのように実施されていたのかはよく分かっていない<sup>27</sup>。*Murshid* に収録された人口調査簿用例は、「某年における、世界征服者のヤルリグと偉大なるアミール某の指示に従い (bi-mawjib-i ḥukm-i yarlıgh-i jahān-gushāy wa ishāra al-amīr fulān) 行われたヤズドのテュメンの人口調査 (al-iḥṣā bi-tūmān-i Yazd)」 [106b-107b] と題されたものであり、続く人口調査に基づいた課税の帳簿の用例 [107b-109a] と対をなしている。人名・地名は殆ど無名化 (某 fulān) され、用例としての簡略化のため多くの情報が省略されているために人口調査の具体的事例と見なすことは不可能だが、1 地方においてどのように人口調査が行われ課税がなされるかというプロセスが、ある程度明らかになる。この種の帳簿の用例は、*Sa'ādat Nāma* や *Falakīya* には存在しない<sup>28</sup>。*Murshid* が示す人口調査・課税のシステムを、以下に簡単にまとめてみよう。

*Murshid* の用例に従えば、人口調査の対象は、2 グループに分けられた。写本で al-fulānīya または al-qalānīya<sup>29</sup> と示されている集団と、イマーム・シャイフ達 (al-a'imma wa al-shuyūkh) である。これは、イマーム、シャイフら宗教指導者達が、免税待遇を与えられているためと考えられる。後半の課税帳簿のコプチュル税の項目では、Mawlānā、Shaykh、Imām の尊称を持つ者、法学者 (faqīh)、ムアッズィン (mu'adhdhin) と注記された者の名が挙げられ、彼らとその家族の人数が差し引かれた al-fulānīya/ al-qalānīya の総数に相当する人口が課税対象となっている [108a-b]。

---

<sup>27</sup> イラン総督府時代の人口調査とコプチュル税の制定に関しては、本田実信、川本正知の研究が、その遊牧的性格も踏まえて明らかにしている。本田 1991: 119-26, 287-90; 川本 2000: 48-50; 川本 2010 「モンゴル帝国における戦争:遊牧民の部族・軍隊・国家とその定住民支配」『アジア・アフリカ言語文化研究』80: 142-49。本田は、ガザンの税制改革においてしばしば言及される shumāra を「人丁簿」と捉え、租税台帳との関係などイル・ハーン朝徴税システムの中でのその位置づけを明らかにしようと試みている (本田 1991: 218-19, 304)。

<sup>28</sup> 他に iḥṣā と呼ばれる帳簿の用例は、*Sa'ādat Nāma* に収録された水路 (sawāqī) の調査記録がある。*Sa'ādat Nāma* : 74-75。

<sup>29</sup> 写本ではこの語に識別点ヌクタが無く、現在のところ筆者には語の特定ができていない。qalānīya は、モンゴル政権の課外課税の 1 つ夫役 qalān の課税対象となる者という意味かもしれない。qalān については、本田 1991: 297-98。

調査が行われる対象地は、都市部 (al-balad) と周辺部 (al-nawāhī) に大別される。都市部では街区 (maḥalla) ごとに、周辺部では徴税区 (nāhīya)・村 (qarya) を単位に調査が行われた。

この調査をもとに、課税が行われるが、税目は正税 (al-māl)、タムガ税 (al-tamghā)、コプチュル税 (al-qupchūr) の3項目に大別され、やはり都市部と周辺部において、別々に各税目が課税された。

都市部では、正税、タムガ税、コプチュル税によって、課税対象は異なっていた。正税は土地 (arādī)、果樹園 (bāghāt)、家畜 (mawāshī) に対して課されたが、農地 (mazāri) (恐らく都市部に属する耕地) と城門 (darūb) が徴税単位となり、それぞれに属する土地、家畜、果樹園に税が課された。タムガ税は市場 (aswāq)・城門・臨時収入 (tayyārāt)・造幣所 (dār al-ḍarb) に対して課され、コプチュル税は街区を単位に課されていた。

一方、周辺部では、正税、タムガ税、コプチュル税が、徴税地区・村毎に一括して課されていた。このような都市部・周辺部ごとの課税の法則は、全国租税台帳用例[109b-111b]にも共通している。

本田実信は、ガザンの改革前のイル・ハーン朝の財政紊乱の要因は軍費調達を名目とした課外課税としてのコプチュル税の反復徴収にあり、ガザンの改革後、コプチュル税はその性格を変え、家畜税として存続することになったとしている<sup>30</sup>。試みにガザンの改革の数年後、オルジェイトゥ治世初期に成立した *Sa'ādat Nāma* および *Qānūn al-Sa'ādat*、イル・ハーン朝滅亡後に成立した *Falakīya* の租税台帳 (qānūn) 用例を *Murshid* と対比すると、*Sa'ādat Nāma*、*Qānūn al-Sa'ādat* では、*Murshid* と同様に土地税である正税とコプチュル税が主要財源とされているが<sup>31</sup>、*Falakīya* では、収録されたタブリーズの租税台帳用例、および741年付タブリーズの徴税請負の職務規定書 (mu'āmara) の予定歳入の項目いづれにも、コプチュル税への言及はない<sup>32</sup>。このような帳簿の項目の変化は、ガザンの改革以後のイ

---

<sup>30</sup> 本田 1991: 287-301, 320-21.

<sup>31</sup> *Sa'ādat Nāma*: 131-133; *Qānūn al-Sa'ādat*: 42-46. *Sa'ādat Nāma* では他にも「正税とコプチュル税 (al-māl wa al-qupchūr, māl wa qupchūr)」という表現が用いられ、徴税区域ごとに正税とコプチュル税の会計簿 (ḥisāb-i māl wa qupchūr)、タムガ税の会計簿 (ḥisāb-i tamghā) が存在していたことが示唆されている (*Sa'ādat Nāma*: 125, 142).

<sup>32</sup> *Falakīya*: 57-61, 172-83. mu'āmara とは、州の徴税官 (āmil) に対し、在職年間それに基づいて業務を行うようディーワーンから与える命令書 (dastūr) である (*ibid.*: 57)。イル・ハーン朝のガザンの改革以前に起きていた知事の mu'āmara 違反については、本田 1991:

ル・ハーン朝の税制の変化を反映していると考えられよう。

無論、*Murshid* の用例のみを以てイル・ハーン朝におけるコプチュル税課税システムを説明することはできず、他の史料の情報と対比させた慎重な検討が必要であるが、*Murshid* の帳簿用例が人口調査に基づくコプチュル税徴収が重きをなしていたイル・ハーン朝前半期の中央財政システムを反映していることは、明らかと言えらる。

同様に、ガザンの改革以前のイル・ハーン朝財政政策の傾向を示していると考えられる事例として、臨時軍費徴収簿 (*mā-yaḥtāj*) 用例 [113b-117b]が挙げられる。これは通常の財務の流れとは異なる徴税業務であり、「ある時、軍が出撃しようとしており、糧食 (*taghār*) の[調達の]ために必要が生じるという状況になった場合は、それに対して臨時軍費徴収 (*mā-yaḥtāj*) を書き、諸テュメンに分配する」[113b]というものである。ガザンのイクター制の施行により軍の俸給が定められる以前、イル・ハーン朝には軍に俸給を払うシステムが無く、軍に必要な物資の費用はその都度バラートによって諸州に割り付けられていた<sup>33</sup>。臨時軍費徴収簿は、このようなモンゴル軍の軍費調達がどのように行われていたのか、明らかにする手がかりとなりうるだろう。

また、モンゴルが導入した制度の財務文書・帳簿用例における影響として、抬頭の使用が挙げられる。一部の帳簿用例では、ヤルリグ (*yarlīgh*、勅令)、イーンジュー (*īnjū*、王領地、王室財産) の語が抬頭されており、モンゴル王家に関わる語を抬頭するというモンゴル帝国文書行政の規則が、財政業務にも浸透していたことが分かる<sup>34</sup>。

---

272-73.

<sup>33</sup> ガザンの改革前のモンゴル軍の給与と軍費調達のための諸制度については、本田 1991: 234-35, 292-301.

<sup>34</sup> ディーワーンの帳簿用例における「691年における、偉大なるマリク某に課された前述の諸テュメンのディーワーンの諸税 (*wujūhāt al-dīwānīya*)、正税 (*al-māl*)、タムガ税 (*al-tamghā*)、コプチュル税 (*al-qubchūr*)、イーンジューの...の収穫物 (*maḥsūlāt ... al-īnjūīya*) の一覧(*al-majmū'*)」[103a-106a]、および前述の人口調査簿「某年における、世界征服者のヤルリグと偉大なるアミール某の指示に従い行われたヤズドのテュメンの人口調査 (*al-iḥṣā bi-tūmān-i Yazd ba-mawjib-i ḥukm-i yarlīgh-i jahān-gushāy wa ishāra al-amīr fulān*)」[106b-107b]では、表題のイーンジュー、ヤルリグの語の箇所が×印をつけられた空欄になっており、当該の語がその上部に書かれている。モンゴル支配期の文書起草術における抬頭の浸透については、渡部 2003: 206-07.

## 2. 書記論と財務官僚の業務

前節では、モンゴル支配期財政制度研究における *Murshid* の有用性を指摘した。しかしモンゴル支配期財政システムの反映という時代的特徴のみから *Murshid* を評価することは、財務術指南書としての *Murshid* の性格を理解し損なう恐れがある。忘れてはならないのは、財務術指南書としての *Murshid* が、イスラーム文化における書記職論の流れに属していることであろう。

書記を国家・王権を支える人材と捉え、その職務をクルアーン、ハディース、過去の逸話などにより権威づけつつ称揚し、あるべき書記の条件を論じる書記職論の伝統は、書記術指南書の編纂を促し、かつ権威づける重要な要素であったと考えられる<sup>35</sup>。書記の心得を論じる「タフリール」第2 shu‘ba 第1 bāb「書記職のしきたりと美德」は、このような書記論の文献としての *Murshid* の性格をよく示している。美しい字を書く能力に始まり、道具（筆 qalam、インク入れ dawāt、筆削り qalam-tarāsh、修正用の小刀 kārd-i ḥakk-i kāghadh など）の正しい使い方、暗算やスィヤークの技術などといった財務官僚としての実際的な技術のみならず、書記の人格（礼儀正しさ、性格の良さ、信心深さ、正確さと正直さ、無欲さ、控えめさ）、種々の学問の習得、チェスや歴史・物語・笑話など交際 (mujālisat) のための教養や服装に及ぶ議論は、単なる実務家に留まらないアダブ (adab、教養) を身につけたエリートとしてあるべき書記像を描く書記術論の伝統を、*Murshid* が引き継いでいることを示している。

*Murshid* の書記論は、さらに、財務官僚の具体的な職務も活写している。第1 bābの後半部 [84b-85b]は、財務庁 (dīwān al-istifā‘) における財務官 (mustawfi) の職務に関する訓戒となっているが、その記述は、模範的財務官僚を描くとともに、財務官が日常的にどのような業務を行っていたかということを明らかにする内容となっている。

財務職 (shughl-i istifā‘) に就任し、ディーワーンに座した時、もし職務が多ければ、助手 (nuwwāb) や書記 (muḥarrirān) を仕事に就かせよ。日誌 (rūznāma) を1人の書記に与え、1人の書記にはバラートの起草

---

<sup>35</sup> ペルシア語によるあるべき書記像をめぐる言説は、モンゴル支配期以前にはズィヤール朝 Kay Kā‘ūs の *Qābūs Nāma* (成立 475/ 1082-3)、Ghazālī (d. 505/ 1111) の *Naṣīḥa al-Mulūk*、Nizāmī ‘Arūḍī の *Chahār Maqāla* (成立 c. 550/ 1155-6) に見いだせる。*Qābūs Nāma*: 207-15; *Naṣīḥa al-Mulūk*: 187-96; *Chahār Maqāla*: 12-25.

(niwishtan-i barāt) を委ねよ。ほかの書記達を、その写しを取る (nuskhat-hā giriftan) 役に就かせよ。

日誌を管理する者は、金額の多寡にかかわらず収入・支出のどんなものでも記録し損ねることがあってはならない。これについて誇張して言われていることだが、もし 1 羽の鳥が宙を飛んだら、それを日誌の帳簿 (jarīda'-i rūznāma) に記録せねばならないのである。

すべての書記達から、1 人を財庫官 (khāzin) の僚友 (nawkar) とし、彼が扱う収支のことが耳に入っておくようにせよ (gūsh mī dārad)。同様に、1 人を軍財政官 ('arīd) の [僚友とする]。ディーワーンの財務官 (mustawfī) が [財務の] 根幹 (aşl) であるので、地方 (aṭlāf) へ赴くハーキムや徴税官はそれぞれ、自分のもとから 1 人の僚友 (nawkar) を彼の下へ送らねばならない。自身の助手・書記 (nā'ibān wa muḥarrirān) には完全な給与 (marsūmāt) を与え、彼らが人々に対し墮落した欲望を満たそうとせぬようにせよ。その悪名は彼に返ってくるからだ。

何らかの会計 (ḥisābī) が来たら、それに組み、主人 (makhdūm) のためのものと、徴税官 (ṣāhib-i jam') のもとから来たものと、2 つをそれぞれ保管する。

[中略]

1 人の助手 (nā'ibī) をある重要な仕事に就かせたとき、他の仕事をやらせてはならない。重要な仕事が混乱してはいけないからである。

書記局 (dawāt-khāna) にあるすべての文書 (tamāmat-i kāghadh-hā) は目録 (fihrist) 化せねばならない。そして一つ一つ新しい文書が出てくる度に、目録に追加してゆけ。より重要な証書類 (ḥujjat-hā wa qabāla-hā) は、誰かがその機密を知ることがないように、袋に入れ、自身の印章 (muhr) で封をする。毎年、取引 (mu'āmalat) が開始され、税收 (irtifā'āt) が明らかになる時に、帳簿 (daftar-hā) をその年とは別に分け、それぞれを半分なら半分、4 分の 1 なら 4 分の 1、6 分の 1 なら 6 分の 1 と必要な大きさに分け、紐を通し (rismān-hā dar kishad)、きれいな冊子の中に入れる (dar jarīda-hā-yi pākīza nihad)。余分の冊子や巻紙 (tūmār-hā) も必要に応じて示せるようにしておかねばならない。

ディーワーンを出る時は、帳簿や袋に印章で封をし、・・・ [1 語判読不可] せねばならない。再び (wā) [その袋が] 彼のもとに持ってこられたら、印章を慎重に調べる (iḥtiyāt)。家に帰る時は、助手や書記達と一緒に連れてゆき、与えられている・・・ [1 語判読不可] の酒蔵 (sharāb-khāna) と厨

房 (maṭbah)に列席させて、食事をさせる。[助手や書記達は]食べ終わったら、自分の家へ帰る。彼は、誰でも自分が好み、気分合う人間とともに人払い (khalwat) をし、休息 (āsāyish) する。夕方 (‘aṣr) 過ぎ、ディーワーンへ行き、日の終わりまで仕事にいそむ。

もしどこかの地方の財務 (istifā’-i nāhiyati) を行おうとするなら、その地方の財政の詳細 (tafṣīl-i wujūhāt) をディーワーンから求め、その地へ赴く。知事 (hākim) や徴税官 (mutaṣarrif) に随行し (mulāzim)、日録を記録し、彼の知識と筆なしに1ダニングも徴収されぬようにする。家 (wuthāq) へ行く時は日録を運び、引き渡す。入ってきた物は収入 (wujūh-i mā ḥasal) の帳簿に記し、出て行った物は支出[の帳簿] (maṣraf) に記す。知事と民の間では、正しい仲裁人、公正の管理人 (ḥakamī rāstī wa amīnī ‘adl) でなければならない。もし地方支配者 (malik) や徴税官が民に対し過剰な取り立てをしたら、彼はそれを許してはならず、忠告をせねばならない。もし耳を傾けず、同じように貪欲なふるまいをする (dirāz-dastī) なら、誰か権威ある名高い人 (ma‘rūfī) に便り (payghām) を送り、必要な時に事の証言をしてくれるよう許しを得る。もしその人物にも耳を傾けないのであれば、「すでに警告された者が、警告された」のである。(Murshid: 84b-85b)

この記述が、13世紀末のイル・ハーン朝財務庁における業務の実態を反映していると考えるのは、無論早急であろう。しかし、年代記などの史料において財務行政の実態を示す記述が極めて乏しい中、財務官僚自身による財務庁の日常業務の描写として、貴重な情報である。ディーワーンにおける分業、帳簿・文書の管理方法、財務庁の日課、地方財務官の職務と知事との関係などは、財務術指南書の帳簿・文書用例から財務の流れを再構成してゆく上でも、重要な手がかりにもなると考えられる。

### 3. ペルシア語財務術発達史の中の *Murshid*

*Murshid* の時代、複数のペルシア語財務術指南書が伝来していることは、ペルシア語による簿記術・財務術の技術伝承が発展を見せていたことを示している。しかし、指南書がペルシア語で書かれたといっても、財務帳簿の簿記の言語は、基本的にアラビア語であった。アッバース朝支配下のイラン高原で地方政権が成立し、アラビア語で文書を発行する必然性が弱まったことから、少なくともガズ

ナ朝時代には文書行政においてペルシア語による文書発行が一般化したと考えられる<sup>36</sup>。しかし、恐らくその専門性の高さゆえにペルシア語化する必然性を持たない財務行政の簿記術では、アラビア語が使用され続けたのだと思われる。*Murshid* のバラートや証書など財務文書用例はペルシア語であるが、帳簿の書式はアラビア語である。

しかし、財務行政における言語の問題について、*Murshid* は短いが興味深い記述も残している。「タフリール」第 1 *shu‘ba* 第 2 *bāb* の財務術語解説の冒頭で、著者は「現代では (*dar-īn ‘ahd*)、ペルシア語 (*Fārsī*) やトルコ語 (*Turkī*) の言葉がより多く用いられるようになっている。説明 (*ḥikāyāt*) もまたペルシア語で書かれる」[86a]と述べる。トルコ語語彙の増加として考えられるのは、モンゴルが導入した新税制のトルコ・モンゴル語語彙であろう。しかし同時にこの記述は、*Murshid* の時代、財務行政におけるペルシア語の使用が、意識されるほど行われ始めていたらしいことも示唆している。

この問題に関して、モンゴル支配期アナトリアの史書 *Musāmarat al-Akhbār* (723/ 1323 成立)も、重要な記述を残している。第 2 代イル・ハーン、アバカ (在位 1265-82) 時代に処刑されたルーム・セルジューク朝のワズィール *Mu‘īn al-Dīn Parwāna* の後を継いでワズィールに就任した *Fakhr al-Dīn ‘Alī* のワズィール在任期間に関するエピソードである。

彼 (第 4 代カリフ・アリー)の時代に、ディーワーンの帳簿 (*dafātir-i dīwānī*) はペルシア語、ギリシア語 (*Rūmī*)からアラビア語に変えられた<sup>37</sup>。*Ṣāhib Fakhr al-Dīn ‘Alī* のワズィール在任期に、アラビア語からペルシア語へ戻された。その結果、彼の理解力や能力に従って、何物も彼が読み落とす

---

<sup>36</sup> *Khaṭībī*によれば、イラン高原における地方政権の成立からヒジュラ暦 5 世紀初まで、文書はアラビア語で書かれるのが一般的であり、ペルシア語がアラビア語と同等に使用されるようになるのは、ガズナ朝マスウード *Mas‘ūd* (在位 1030-41) の時代であったという。*Khaṭībī*, Ḥ. 1375kh, *Fann-i Nathr dar Adab-i Pārsī*, Tihārān (2nd ed.): 313-15.

<sup>37</sup> ディーワーンの言語のアラビア語への統一とギリシア語、シリア語、ペルシア語などの廃止が行われたのはウマイヤ朝第 5 代カリフ・アブドゥルマリク ‘*Abd al-Malik* (在位 685-705) の時代であり(「アブドゥルマリク」『岩波イスラーム辞典』: 51)、この記述は正しくないが、財務術に関わる言説の中では財務術の創始をアリーに帰する伝説が流布しており、*Musāmarat al-Akhbār* はそのような伝説に基づいていると思われる。*Nafā‘is al-Funūn*, vol. 1: 303.

ことがなく、諸州の諸税の大小の詳細から何物も彼に知らされぬということがなく、収支の詳細がしかるべく整備されるようにするためである。  
(*Musāmarat al-Akhbār*: 64-65)

ここで述べられているディーワーンの帳簿のペルシア語化が具体的にどこまで徹底したものであったのか、また永続的なものであったのか否かを明らかにする材料は現在のところない。しかし、理解し易さという利点から、財務術においてもペルシア語の使用を志向する動きがあったことが分かる。*Musāmarat al-Akhbār* と *Murshid* の記述を併せて考えると、イル・ハーン朝前半期は、イラン高原、アナトリアにおいて財務帳簿においてペルシア語を使用するという変化が目に見えつつあった時代だということを示唆していないだろうか。

これより後、ペルシア語化した財務術が広域に広まり、オスマン朝財務術の成立にも影響を与えたということ踏まえると<sup>38</sup>、13世紀イラン高原とアナトリアで起こった財務へのペルシア語の導入は、「イラン式簿記術」の成立・発展史における重要な変化と考えられるだろう。*Murshid* が成立した13-14世紀は、複数のペルシア語による財務術指南書作品が伝来し、簿記術や文書・帳簿の様式、財務術に関する言説の具体的な比較研究が可能になり始めるほぼ最初の時代といえる。今後、*Murshid* を後代のペルシア語財務術指南書と比較しつつ研究してゆく上で、財務技術へのペルシア語の浸透が具体的にどこで、どのように起きてゆくことになるのかという問題は、欠かせぬ視点となるだろう。

## V. おわりに

本稿では、これまで本格的に研究されてこなかった13世紀末イル・ハーン朝時代のペルシア語財務術指南書 *Murshid* について、唯一の現存写本の調査を通してその全体構成を明らかにし、モンゴル支配期イラン高原の財政制度研究、ペルシア語財務術史においてこの作品がどのような史料的可能性を持つのかを示すことを試みた。イル・ハーン朝中期の財務長官サドルッディーン・ハーリディーに献呈された *Murshid* は、ガザンの財政改革以前のイル・ハーン朝の財務制度を反映した用例を少なからず含み、*Sa'ādat Nāma*、*Risāla'-i Falakīya* などのガザンの

---

<sup>38</sup> 簿記術のペルシア語化とそのオスマン朝財務帳簿システムへの影響は、本報告もその一環である文部科学省委託事業公募研究プロジェクトの研究テーマである。これについては、本論集における高松洋一の「序論」を参照されたい。

改革以後の財務術指南書とともに、イル・ハーン朝の財政システムの変化を明らかにする重要な史料である。同時に、財務書記とはいかにあるべきかというイスラム文化における書記論の伝統にも則った作品であり、財務書記・財務官の職務について、貴重な記述を含んでいる。また、財政業務のペルシア語化という、より長期的なペルシア語財務術の発展史を考える上で示唆的な情報を提供していることも、指摘し得たと思う。

しかし今回は、*Murshid* の概要と一部の用例を事例として示すに留まり、財務術に関する個々の情報や、財務文書・帳簿用例の厳密な分析には至れなかった。今後、同時代の財務術指南書作品との比較により、13-14 世紀イラン高原に流布していた財務文書・帳簿の様式や技術、また指南書におけるその教授方法を、より具体的に明らかにしてゆく必要がある。これらの作業により、モンゴル支配期イラン高原の財政システムを解明する手がかりを得るとともに、その後広域に流布してゆく「イラン式簿記術」の研究の基礎を作りうるのではないかと思われる。

#### (一次史料)

*Chahār Maqāla*: Niẓāmī ‘Arūḏī. *Chahār Maqāla*. Ed. M. Qazwīnī, Leiden, 1910, reprint in Tihirān, [n. d.]

*Falakīya*: ‘Abd Allāh Māzandarānī. *Die Resālā-ye Falakiyyā des ‘Abdollah Ibn Moḥammad Ibn Kiyā al-Māzandarānī. Ein persischer Leitfaden des staatlichen Rechningswesens (um 1363)*. Ed. W. Hinz, Wiesbaden, 1952.

*Furūghistān*: Mahdī Bāqir Furūgh-i Iṣfahānī. *Furūghistān: Dānishnāma’-i Fan-i Istīfā’ wa Siyāq*. Ed. Ī. Afshār, Tihirān, 1378kh (2000).

*Jāmi’ al-Ḥisāb*: ‘Imād Sarawī. *Das sogenannte Ḡāme’ o’l-Ḥesāb des ‘Emād as-Sarawī. Ein Leitfaden des staatlichen Rechnungswesens von ca. 1340*. Ed. N. Göyünç, Diss. Phil. Göttingen, 1962.

*Jāmi’ al-Tawārīkh/Rawshan*: Rashīd al-Dīn Faḏl Allāh Hamadānī. *Jāmi’ al-Tawārīkh*, ed. M. Rawshan & M. Mūsawī, 4vols., Tihirān, 1373kh.

*Laṭā’if-i Sharafī*: ‘Abd Allāh b. ‘Alī Falak ‘Alā’ Tabrīzī. *Laṭā’if-i Sharafī*. In *Safīna’-i Tabrīz*, ed. Abū al-Majd Muḥammad b. Mas‘ūd Tabrīzī, Tihirān, 1381kh, pp. 418-434.

*Musāmarat al-Akhhbār*: Āqsarā’ī, Maḥmūd b. Muḥammad al-Karīm. *Mūsāmerat ül-Akhhbār: Mogollar Zamanda Türkiye Selçukluları Tarihi*. Ed. O. Turan, [Tihirān], 1362kh.

*Nafā’is al-Funūn*: Shams al-Dīn Muḥammad Āmulī, *Nafā’is al-Funūn fī ‘Arā’is*

- al-'Uyūn*. Ed. Ḥ. M. A. Shi'rānī, 3vols., Tihṙān, 1377-79kh.
- Naṣīḥat al-Mulūk*: Ghazālī, Abū Ḥāmid Muḥammad b. Muḥammad al-Ṭūsī. *Naṣīḥat al-Mulūk*. Ed. by J. Humā'ī, Tihṙān, 1351kh.
- Qābūs Nāma*: Kay Kā'ūs b. Iskandar b. Qābūs b. Ziyār. *Qābūs Nāma*. Ed. Gh. Yūsufī, Tihṙān, 1352kh.
- Qānūn al-Sa'ādat*: Falak 'Alā' Tabrīzī. *Die beiden persischen Leitfäden des Falak 'Alā-ye Tabrīzī über das staatliche Rechnungswesen im 14. Jahrhundert*. Ed. M. Nabipour, Diss. Phil. Göttingen, 1973, pp. 1-46.
- Sa'ādat Nāma*: Falak 'Alā' Tabrīzī. *Die beiden persischen Leitfäden des Falak 'Alā-ye Tabrīzī über das staatliche Rechnungswesen im 14. Jahrhundert*. Ed. M. Nabipour, Diss. Phil. Göttingen, 1973, pp. 47-151.
- Tārīkh-i Guzīda*: Ḥamd Allāh Mustawfī Qazwīnī. *Tārīkh-i Guzīda*. Ed. 'A.-Ḥ. Nawā'ī, Tihṙān, 1362kh (first edition in 1339kh).
- Tārīkh-i Waṣṣāf*: Waṣṣāf al-Ḥaḍrat. *Tārīkh-i Waṣṣāf*. Bombay, 1853 (reprinted in Tihṙān, 1338/ 1959).

#### (研究文献)

- Afshār, Ī. (1378kh) "Fihristī az Kitāb-hā-yi Siyāq." In *Furūghistān: Dānishnāma'-i Fann-i Istifā' wa Siyāq*, Mahdī Bāqir Furūgh-i Iṣfahānī, ed. Ī. Afshār, Tihṙān, 281-91.
- Aubin, J. (1995) *Émirs mongols et vizirs persians dans les remous de l'acculturation*. Paris.
- Bosworth, C. H. (1990) "Administrative Literature." In *The Cambridge History of Arabic Literature: Religion Science and Learning in the 'Abbāsīd Period*, eds. J. Ashtiany et al., Cambridge, 155-67.
- Dānishpazhūh, M. T. (1381kh) "Dabīrī wa Niwīsandagī." In *Ḥadīth-i 'Ishq: Dānishpazhūh dar Qalamraw-i Justār-hā-yi Nuskhā'-hā-yi Khaṭṭī*, eds. N.M. Kāshānī, N. M. and M. Ḥ. Mar'ashī, Tihṙān, 135-229.
- Göyünç, N. (1965) "Imad es-Serāvi." *İstanbul Üniversitesi Edebiyat Fakültesi Tarih Dergisi* 15: 86.
- Ḥā'irī, 'A. Ḥ. & S. Nafīsī (1344kh) *Fihrist-i Kitābkhāna'-i Majlis-i Shūrā-yi Millī*, vol. 6, Tihṙān.
- Hinz, W. (1950) "Das Rechnungswesen orientalischer Reichsfinanzämter im Mittelalter." *Der Islam* 29, Issue 2: 113-41.
- Khaṭībī, Ḥ. (1375kh) *Fann-i Nathr dar Adab-i Pārsī*. Tihṙān (2nd ed.).

- Jahn, K. 1970 “Paper Currency in Iran.” *Journal of Asian History* 4: 101-35.
- Munzawī, A. (1348kh) *Fihrist-i Nuskha-hā-yi Khaṭṭ-i Fārsī*. vol. 1, Tihṙān.
- Remler, P. (1985) “New Light on Economic History from Ilkhanid Accounting Manuals.” *Studia Iranica* 14: 157-77.
- Şafīnizhād, J. (1387kh) *Kūshishī dar Āmūzish-i Khaṭṭ-i Siyāq*. Tihṙān.
- 岩武昭男 (1998) 「イルハン朝期のイドラール：モンゴルのイラン支配の一齣」  
『オリエント』 41:2: 80-97.
- 大塚和夫ほか編集 (2002) 『岩波イスラーム辞典』 岩波書店.
- 川本正知 (2000) 「中央アジアのテュメンなる地域区分について」『西南アジア研究』 53: 24-60.
- (2010) 「モンゴル帝国における戦争：遊牧民の部族・軍隊・国家とその定住民支配」『アジア・アフリカ言語文化研究』 80: 113-51.
- 近藤信彰 (2000) 「イラン、トゥラン、ヒンド」『イスラーム・環インド洋世界』(岩波講座世界歴史 14) 岩波書店, 93-114.
- 日本ムスリム協会 (1983) 『日亜対訳注解聖クルアーン』 日本ムスリム協会.
- 本田実信 (1991) 『モンゴル時代史研究』 東京大学出版会.
- 森本一夫 (2009) 「ものを書くことから見たペルシア語文化圏：その面的把握をこえて」 森本一夫 (編) 『ペルシア語が結んだ世界：もうひとつのユーラシア史』 北海道大学スラブ研究センター: 1-36.
- 渡部良子 (2003) 「モンゴル時代におけるペルシア語インシャー術指南書」『オリエント』 46, no. 2: 197-224.